府中市特定教育・保育施設の運営に関する指導検査基準 (令和7年4月1日適用)

別に児童福祉法に基づき東京都福祉局が作成する最新の指導検査基準を準用する。

府中市子ども家庭部子育て応援課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分		指導形態
С	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
В	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

目 次

【運営管理】	【保育内容】
1 利用定員の遵守 ・・・・・・・・・・・・ 1	1 特定教育・保育施設の一般原則 ・・・・・・・・ 1
2 確認内容の変更 ・・・・・・・・・・・・ 1	2 特定教育・保育の取扱方針 ・・・・・・・・ 1
3 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則・・・・ 2	3 心身の状況等の把握 ・・・・・・・・ 1
4 特定教育・保育施設の一般原則 ・・・・・・・ 2	4 虐待等の禁止 ・・・・・・・・・・ 1
5 秘密保持等 ・・・・・・・・・・・・・・ 2	5 特定教育·保育に関する評価等 · · · · · · · · · · · 1
6 苦情への対応 ・・・・・・・・・・・・・ 3	6 相談及び援助 ・・・・・・・・・ 1
7 特定教育・保育に関する評価等・・・・・・・・ 3	7 小学校等との連携 ・・・・・・・・・・・・ 1
8 運営規程 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3	8 緊急時等の対応 ・・・・・・・・・ 2
9 重要事項説明書 ・・・・・・・・・・・・・ 4	9 事故発生の防止及び発生時の対応・・・・・・・・ 2
10 勤務体制の確保等 ・・・・・・・・・・・・ 6	10 特定教育・保育の提供の記録 ・・・・・・・・ 2
11 地域との連携等 ・・・・・・・・・・・・・ 6	11 記録の整備 ・・・・・・・・・・・・・ 2
12 正当な理由のない提供拒否の禁止等 ・・・・・・・ 6	
13 あっせん、調整及び要請に対する協力 ・・・・・・ 7	
14 受給資格等の確認 ・・・・・・・・・・・・・ 7	【会計経理】
15 教育・保育給付認定の申請に係る援助 ・・・・・・ 7	
16 教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知 ・・ 8	1 会計の区分 ・・・・・・・・・ 1
17 情報の提供等 ・・・・・・・・・・・・・・ 8	2 利用者負担額等の受領 ・・・・・・・・ 1
18 利益供与等の禁止 ・・・・・・・・・・・・・ 8	3 記録の整備 ・・・・・・・・・・・ 2
19 記録の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・ 9	
20 特別利用保育の基準 ・・・・・・・・・・・・ 9	
21 特別利用教育の基準 ・・・・・・・・・・・・ 9	

(凡例) 以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令等	略称
1	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)	支援法
2	子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)	支援法施行規則
3	府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	市確認条例
4	府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則	市確認規則

運営管理編

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価 区分
1 利用定員の 遵守	(1) 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)の利用定員は20 人以上とする。	利用定員は20人以上となっているか。	市確認条例第4条第1項	利用定員が20人以上となっていない。	С
	(2) 特定教育・保育施設は、施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分は、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	小学校就学前子どもの 区分ごとに利用定員を 定めているか。	市確認条例第4条第2項	小学校就学前子どもの区 分ごとに利用定員を定め ていない。	С
	【認定こども園】 支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 【幼稚園】 支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 【保育所】 支援法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分				
	(3) 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員 を超えて特定教育・保育 の提供を行っていない か。	市確認条例第21条	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っている。	С
2 確認内容の変更	(1) 特定教育・保育施設の設置者は、支援法施行規則第29条第1号(教育・保育施設の種類を除く。)、第2号、第4号(当該確認に係る事業に関するものに限る。)、第6号、第8号、第9号、第14号及び第16号に掲げる事項に変更があったときは、市長に変更の届出を行わなければならない。 ・施設の名称、教育・保育施設の設置の場所 ・設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は除く)・建物の構造概要及び図面並びに設備の概要 ・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ・運営規程 ・当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日及び住所	確認内容に係る事項に 変更があった際に、市長 に届け出ているか。	支援法第35条第1項 支援法施行規則第33条 第1項	確認内容に係る事項に変 更があった際に、市長に 届け出ていない。	С

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
3 教育・保育 給付認定子 どもを平等 に取り扱う 原則	(1) 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、 社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	国籍、信条、社会的身分 等によって、差別的取扱 いをしていないか。	市確認条例第23条	国籍、信条、社会的身分等 によって、差別的取扱い をしている。	С
4 特定教育・ 保育施設の 一般原則	(1) 特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	子どもの保護者の経済 的負担の軽減について 適切に配慮した特定教 育・保育を提供している か。	市確認条例第3条第1項	良質かつ適切な特定教育 保育を提供していない 保護者の経済的負担の軽 減について適切に配慮し た特定教育・保育を提供 していない。	СС
	(2) 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係機関との密接な連携に努めなければならない。	関係機関との密接な連携に努めているか。	市確認条例第3条第3項	関係機関との密接な連携 に努めていない。	В
	(3) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	必要な体制の整備、研修 等の措置を講じている か。	市確認条例第3条第4項		СВ
5 秘密保持等	(1) 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	業務上知り得た秘密を 漏らしていないか。	市確認条例第26条第1項	正当な理由なく、業務上 知り得た秘密を漏らして いる。	С
	(2) 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	規程等の整備、誓約書等 必要な措置を講じてい るか。	市確認条例第26条第2項	秘密を漏らすことがない よう、必要な措置を講じ ていない。	С
	(3) 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書、又は電磁的記録により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	外部に情報を提供する 際に、保護者の同意を得 ているか。	市確認条例第26条第3項 市確認条例第47条 市確認規則第19条第5項	外部に情報を提供する際 に、保護者の同意を得て いない。	С

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価 区分
6 苦情への対応	(1) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育 給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給 付認定子どもの家族(以下、「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口 を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	苦情を受け付ける窓口 を設置する等の必要な 措置を講じているか。	市確認条例第29条第1項	苦情を受け付ける窓口を 設置する等の必要な措置 を講じていない。	С
	(2) 特定教育・保育施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	苦情の内容等を記録し ているか。	市確認条例第29条第2項	苦情の内容等を記録して いない。	С
	(3) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育 給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	市町村が実施する事業 に協力するよう努めて いるか。	市確認条例第29条第3項	市町村が実施する事業に 協力するよう努めていな い。	С
	(4) 特定教育・保育施設は、提供した特定教育・保育に関し、支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは掲示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	市町村への報告・提出・ 提示の命令、質問若しく は検査に応じているか。	市確認条例第29条第4項	市町村への報告・提出・提示の命令、質問若しくは検査に応じていない。	С
	(5) 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。	求めがあった場合に改善の内容を報告しているか。	市確認条例第29条第5項	市町村からの求めがあった場合に改善の内容を報告していない。	С
7 特定教育・ 保育に関す る評価等	(1) 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	定期的に評価を受け、そ の結果を公表し、改善を 図るよう努めているか。	市確認条例第15条第2項	定期的に評価を受け、そ の結果を公表し、改善を 図るよう努めていない。	С
8 運営規程	(1) 特定教育・保育施設は、次に掲げる事項に関する運営規程を定めなければならない。 なお、全部または一部について別途規定している場合、別途規定している 旨及びその規程の名称等を運営規程に記載すること。 ア 施設の目的及び運営の方針	運営規程を定めているか。 必須項目は定められているか。	市確認条例第19条 市確認規則第5条	運営規程を定めていない。 運営規程の内容が不十分である。	СВ
	イ 提供する特定教育・保育の内容 ウ 職員の職種、員数及び職務の内容				

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価 区分
	エ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 市確認条例第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払 を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 市確認条例第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごと の利用定員 キ 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に 当たっての留意事項 (市確認条例に規定する選考の方法を含む) ク 緊急時等における対応方法				
9 重要事項説明書	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらか じめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下、「利用申込 者」という。)に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、市確認条例第1	重要事項説明書を作成しているか。	市確認条例第5条 市確認規則第2条	重要事項説明書を作成していない。	С
	3条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書(次に掲げる事項を記載した文書をいい、(以下、「重要事項説明書」という。)を交付し	利用申込者へ重要事項 説明書を交付して説明 を行い、同意を得ている		重要事項説明書の内容が 不十分である。	В
	て説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 なお、重要事項説明書には、次に掲げる事項に関する規定を記載するものとする。	か。		重要事項説明書を作成していない。 重要事項説明書の内容が	В
	ア 施設の目的及び運営の方針 イ 提供する特定教育・保育の内容 ウ 職員の職種、員数及び職務の内容並びに勤務体制 エ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 オ 市確認条例第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 カ 市確認条例第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 キ 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(市確認条例に規定する選考の方法を含む) タ 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項			開始について同意を得て	В

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価 区分
	(2) 特定教育・保育施設は、重要事項説明書の交付について、利用申込者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下、「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、重要事項説明書を交付したものとみなす。	電磁的方法により提供 する際は、利用申込者の 承諾を得ているか。	市確認規則第2条 市確認規則第19条第1 項	利用申込者の承諾を得ずに電磁的方法により提供している。	В
	ア 電子情報処理組織を使用する方法 ①特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ②特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を、電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられた利用申込者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) イ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法				
	(3)(2)に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。	文書を作成できるものか。	市確認規則第2条 市確認規則第19条第2 項	文書を作成できる方法で 提供していない。	В
	(4) 特定教育・保育施設は、(2)の規定により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ア (2)に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するものイファイルへの記録の方式	利用申込者に対し電磁 的方法の種類及び内容 を示し、承諾を得ている か。	市確認規則第2条 市確認規則第19条第3 項	利用申込者に対し電磁的 方法の種類及び内容を示 し、承諾を得ていない。	В
	(5) (4)の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、(2)に規定による提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び承諾をした場合は、この限りではない。	電磁的方法による提供 を受けない旨の申出が あったときに、電磁的方 法による提供を行って いないか。	市確認規則第2条 市確認規則第19条第4 項	利用申込者から電磁的方法による提供を受けない 旨の申し出があったとき に、電磁的方法による提 供を行っている。	В

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価 区分
	(6) 特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、(1)に規定する重要事項説明書を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。	施設の見やすい場所に 掲示するとともに、公衆 の閲覧に供しているか	市確認条例第22条	重要事項説明書を掲示し ていない。	В
				公衆の閲覧に供していな い。	В
10 勤務体制 の確保等	(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	職員の勤務体制を適切に定めているか。	市確認条例第20条第1項	職員の勤務の体制を定めていない。	С
	(2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・ 保育を提供しなければならない。ただし、特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を行う場合については、この限りではない。	特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。	市確認条例第20条第2 項 市確認規則第6条	特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供していない。	С
	(3) 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	職員の資質の向上のために研修の機会が確保されているか。	市確認条例第20条第3項	職員の資質の向上のため に研修の機会が確保され ていない。	В
11 地域との 連携等	(1) 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	地域住民や地域の活動 等と連携・協力を行って いるか。	市確認条例第30条	地域との連携等に努めていない。	В
12 正当な理 由のない提 供拒否の禁 止等(特定	(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	正当な理由なく、利用の 申込みを拒否していな いか。	市確認条例第6条第1項 市確認条例付則第2条第 1項	正当な理由なく、利用の 申込みを拒否している。	С
保育所を除く。)	(2) 認定こども園又は幼稚園は、利用の申込みに係る支援法第19条第1号に 掲げる小学校就学前子ども及び当該施設を現に利用している同号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該 施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超 える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当 該施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その 他公正な方法により選考しなければならない。	認定こども園及び幼稚園において、利用定員を超える申込があった場合は公正な方法により選定しているか。	市確認条例第6条第2項 市確認条例付則第2条第 1項	基準に基づく選考その他 公正な方法による選考を 行っていない。	В
	(3) 認定こども園及び保育所は、利用の申込みに係る支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・	保育の必要性が高い子 どもが優先的に利用で きるよう選考している か。	市確認条例第6条第3項 市確認条例付則第2条第 1項	保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考していない。	В

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価 区分
	保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。				
	(4) (2)(3)に規定する場合においては、特定教育・保育施設は選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わななければならない。	選考方法を明示した上 で選考を行っているか。	市確認条例第6条第4項 市確認条例付則第2条第 1項	選考方法を明示した上で 選考を行っていない。	В
	(5) 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	提供困難な場合、適切な 措置を速やかに講じて いるか。	市確認条例第6条第5項 市確認条例付則第2条第 1項	自ら適切な教育・保育を 提供することが困難であ る場合に適切な措置を速 やかに講じていない。	В
13 あっせん 調整及び要 請に対する 協力 (特定	(1) 特定教育・保育施設は、施設の利用について支援法第42条第1項の規定 により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければ ならない。	あっせん、調整、要請に 対してできる限り協力 しているか。	市確認条例第7条第1項 市確認条例付則第2条第 1項	市町村が行うあっせん及 び要請に対しての協力が 不十分である。	В
保育所を除く。)	(2) 認定こども園及び保育所は、支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該施設の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。		市確認条例第7条第2項 市確認条例付則第2条第 1項	市町村が行う調整及び要請に対しての協力が不十分である。	В
14 受給資格 等の確認	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証又は教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、支援法施行規則第7条第2項の規定による通知によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。	受給資格の確認を行っているか。	市確認条例第8条	受給資格等の確認を行っていない。	В
15 教育・保 育給付認定 の申請に係 る援助	(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	教育・保育給付認定に対 する必要な援助を行っ ているか。	市確認条例第9条第1項	速やかに申請が行われる よう必要な援助を行って いない。	В
'S 10x493	(2) 特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、 教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保 護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には 行われるよう必要な援助を行わなければならない。		市確認条例第9条第2項	有効期間満了日の30日 前までに変更の申請が行 われているよう必要な援 助を行っていない。	В

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価 区分
16 教育・保 育給付認定 保護者に関 する市町村 への通知	(1) 特定教育・保育施設 (特定保育所を除く) は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が、偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	偽りその他不正な行為 が発覚した場合は、遅滞 なく意見を付して市町 村に通知しているか。	市確認条例第18条	偽りその他不正な行為が 発覚した場合に、遅滞な く意見を付して市町村に 通知していない。	В
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(2) 特定保育所は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が、偽りその他不正な行為によって委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。		市確認条例付則第2条第1項		
17 情報の提 供等	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就 学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切 に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保 育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努 めなければならない。	特定教育・保育の内容に 関する情報の提供を行 うよう努めているか。	市確認条例第27条第1項	特定教育・保育の内容に 関する情報の提供を行う よう努めていない。	В
	(2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合 において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	広告内容が虚偽のもの 又は誇大なものになっ ていないか。	市確認条例第27条第2項	広告内容が虚偽のもの又 は誇大なものとなってい る。	В
18 利益供与 等の禁止	(1) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(支援法第59条第1号に規定する事業をいう。) その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者((2)において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子どもに又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品等を供与していないか。	市確認条例第28条第1項	特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。	С
	(2) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	小学校就学前子ども又 はその家族を紹介する ことの対償として、金品 等を収受していないか。	市確認条例第28条第2項	小学校就学前子ども又は その家族を紹介すること の対償として、金品その 他の財産上の利益を収受 している。	С

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価 区分
19 記録の整 備	(1) 特定教育・保育施設は、職員、設備に関する諸記録を整備しておかなければならない。	職員、設備に関する諸記 録を整備しているか。	市確認条例第33条第1 項	職員、設備に関する諸記 録を整備していない。	С
	(2) 特定教育・保育施設は、次に掲げる、教育・保育給付認定子どもに対する 特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存し なければならない。	記録を整備し、完結の日から5年間保存しているか。	市確認条例第33条第2 項 市確認規則第8条	記録を整備し、完結の日から5年間保存していない。	С
	ア 市確認条例第18条に規定する市町村への通知に係る記録 イ 市確認条例第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録				
20 特別利用 保育の基準	(1) 保育所が支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、支援法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	都の条例で定める基準 を遵守しているか。	市確認条例第34条第1項	基準を遵守していない。	С
	(2) 保育所が、(1)の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、利用定員の総数を超えないものとする。	子どもの総数が、利用定 員を超えていないか。	市確認条例第34条第2項	特別利用保育を提供する場合に、利用定員を超えている。	С
21 特別利用 教育の基準	(1) 幼稚園が支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、支援法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。	学校教育法第3条に規 定する基準を遵守して いるか。	市確認条例第35条第1 項	基準を遵守していない。	С
	(2) 幼稚園が、(1)の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの総数が、利用定員の総数を超えないものとする。	子どもの総数が、利用定 員を超えていないか。	市確認条例第35条第2項	特別利用教育を提供する 場合に、利用定員を超え ている。	С

保育内容編

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価 区分
1 特定教育・ 保育施設の 一般原則	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めなければならない。	意思及び人格を尊重し、 常に子どもの立場に立 つ姿勢があるか。	市確認条例第3条第2項	意思及び人格を尊重し、 常に子どもの立場に立っ た特定教育・保育の提供 に努めていない。	С
2 特定教育・ 保育の取扱 方針	(1) 特定教育・保育施設は、施設の区分に応じて、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた適切な特定教育・保育の提供を行わなければならない。なお、認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえること。 【幼保連携型認定こども園】 幼保連携型認定こども園教育・保育要領【認定こども園】 幼稚園教育要領及び保育所保育指針 【幼稚園】 幼稚園教育要領 【4年育所】 保育所保育指針	小学校就学前子どもの 心身の状況等に応じて、 特定教育・保育の提供を 適切に行っているか。	市確認条例第14条第1項、第2項	小学校就学前子どもの心 身の状況等に応じて、特 定教育・保育の提供を適 切に行っていない。	С
3 心身の状況 等の把握	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育 給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保 育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	子どもの心身の状況、環 境等の把握に努めてい るか。	市確認条例第10条	子どもの心身の状況、環 境等などの把握に努めて いない。	С
4 虐待等の禁止	(1) 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	教育・保育給付認定子ど もに対し、虐待等の行為 は行われていないか。	市確認条例第24条	教育・保育給付認定子ど もに対し、虐待等の行為 が行われている。	С
5 特定教育・ 保育に関す る評価等	(1) 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	自己評価を行い、改善を 図っているか。	市確認条例第15条第1 項	自ら提供する特定教育・ 保育の質の評価を行い、 改善を図っていない。	С
6 相談及び援助	(1) 特定教育・保育施設は、常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	相談に適切に応じ、必要 な助言その他援助を行っているか。	市確認条例第16条	相談に適切に応じていない。または、必要な助言その他援助を行っていない。	С
7 小学校等との連携	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の施設において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	小学校等との連携に努 めているか。	市確認条例第11条	接続先となる機関との密接な連携に努めていない。	С

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価区分
8 緊急時等の 対応	(1) 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	緊急時等に速やかに保 護者又は医療機関への 連絡を行う等の必要な 措置を講じているか。	市確認条例第17条	緊急時等に保護者又は医療機関への連絡を行う等 の必要な措置を講じていない。	С
9 事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。 ア 事故が発生した場合の対応、イの報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	事故の発生、再発防止の 措置を講じているか。 例) 事故発生時の対応 報告の方法 事故の分析 改善策 職員への周知 職員への研修等	市確認条例第31条第1 項 市確認規則第7条	事故の発生又はその再発 防止のための措置を講じ ていない。	С
	(2) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	速やかに市、子どもの家 庭等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じ ているか。	市確認条例第31条第2項	事故が発生した場合に速 やかに連絡を行うととも に、必要な措置を講じて いない。	С
	(3) 特定教育・保育施設は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	事故の状況及び処置に ついて記録しているか。	市確認条例第31条第3項	事故の状況及び処置について記録していない。	С
	(4) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	損害賠償を速やかに行っているか。	市確認条例第31条第4項	損害賠償を速やかに行っ ていない。	С
10 特定教 育・保育の 提供の記録	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	特定教育・保育の提供に ついて記録しているか。	市確認条例第12条	特定教育・保育の提供について記録していない。	С
11 記録の整 備	(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。 ア 市確認条例第14項第1項に規定する特定教育・保育の提供に当たっての計画 イ 市確認条例第12条に規定する特定教育・保育の提供の記録 ウ 市確認条例第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して経	記録を整備し、完結の日から5年間保存しているか。	市確認条例第33条第2 項 市確認規則第8条	特定教育・保育の提供に 関する記録を整備していない。 記録を整備し、完結の日から5年間保存していない。	С
	ウ 市確認条例第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			い。	

会 計 経 理 編

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価 区分
1 会計の区分	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区別しなければならない。	特定教育・保育事業の会計を、他の事業会計と区別しているか。	市確認条例第32条	特定教育・保育事業の会計をその他の事業の会計 と区別していない。	С
2 利用者負担 額等の受領	(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。) から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(支援法第27条第3項第2号に掲げる額)の支払を受けるものとする。	利用者負担額の支払を 受けているか。	市確認条例第13条第1項 市確認条例付則第2条第 1項	当たって、利用者負担額	С
	(2) 法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(支援法第27条第3項第1号に掲げる額)の支払を受けるものとする。	法定代理受領を受けない場合、特定教育・保育 費用基準額の支払を受けているか。	市確認条例第13条第2項 市確認条例付則第2条第 1項	ときに特定教育・保育費	С
	(3) (1)及び(2)の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	必要であると認められる対価の支払いについて定められた金額の範囲内で設定されているか。	市確認条例第13条第3項 市確認条例付則第2条第 1項	特に必要と認められる対 価の支払いの金額につい て、定められた金額の範 囲を超えて設定してい る。	С
	(4) (1)から(3)までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 ア 日用品、文房具その他特定教育・保育に必要な物品購入に要する費用 イ 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ウ 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ①次のa又はbに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び同一の世帯に属する者に係る市町 村民税所得割合算額がそれぞれa又はbに定める金額未満のものに対する副食の提供 a 1号認定子ども 【 77,101円 】 b 2号認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く) 【 57,700円 】 ※子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者は、【 77,101円 】	教育・保育給付認定保護 者からア〜オに定める 費用以外の支払いを受 けていないか。	市確認条例第13条第4項 市確認規則第3条	条例等で定める費用以外の支払いを受けている。	С

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価基準	評価 区分
	②次の a 又は b に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子どもが同一の世帯 に 3 人以上いる場合にそれぞれ a 又は b に定める者に該当するものに 対する副食の提供(①に該当するものを除く) a 1 号認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども(そのう ち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く)である者 b 2 号認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者で ある者を除く)である者 ③満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 エ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 オ アからエのほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費 用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるもの に係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが 適当と認められるもの				
	(5) (1)から(4)による支払又は法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、次に掲げる場合に応じて、教育・保育給付認定保護者に対して必要な書類を交付しなければならない。 ア (1)から(4)までの規定による費用の額の支払を受けたとき当該費用に係る領収書 イ 法定代理受領により施設型給付費の支給を受けたとき施設型給付費の額を通知する書類ウ 法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けたとき提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類	保育給付認定保護者に対して必要な書類を交付しているか。	市確認条例第13条第5項 市確認規則第4条	保育給付認定保護者に対して必要な書類を交付していない。	С
	(6) (3)及び(4)による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面又は電磁的記録によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書又は電磁的記録による同意を得なければならない。ただし、金銭の支払に係る同意については文書によることとしない。	教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、 同意を得ているか。	市確認条例第13条第6項 市確認条例第47条 市確認規則第19条第5項	金銭の支払を求める際に、同意を得ていない。	С
3 記録の整備	(1) 特定教育・保育施設は、会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	会計に関する諸記録を 整備しているか。	市確認条例第33条第1 項	会計に関する諸記録を整 備していない。	С